

議案第46号

**東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

10 平成28年4月1日から同年6月30日までの間における市長の給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から同表に規定する額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

11 平成28年4月1日から同年4月30日までの間における副市長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から同表に規定する額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年東近江市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成28年4月1日から同年4月30日までの間の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。